

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

韮崎市

2 構造改革特別区域の名称

武田の里にらさきワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

韮崎市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

韮崎市（以下、本市という。）は、山梨県の北西部にあり、県都甲府市の北西約 12km に位置する山岳盆地で、東に甲斐市、南に南アルプス市、北に北杜市と隣接している。本市の東部には茅ヶ岳、西部には南アルプスが聳え、二方を山岳に囲まれ、山岳地帯から発源する無数の中小河川が市内を流れる釜無川、塩川に注いでいる。市内には JR 韮崎駅のほか国道 20 号、国道 52 号、国道 141 号が交差しており、古くから交通の要所であった。また、近年は、モータリゼーションの発達や利便性の向上から中央自動車道韮崎 IC を利用する首都圏からの観光客も多い。なお、市役所は東経 138 度 26 分 58 秒、北緯 35 度 42 分 20 秒、標高 353.94m に位置している。

(2) 気候

本市は、一般的に降雨量が少ない上に寒暖の差が激しく、季節風の影響が大きい「内陸気候」として特徴づけられる。

(3) 人口

本市の人口は、昭和 45 年が最も少ない時期であったが、昭和 55 年から増加に転じ、以後継続的に増加傾向にある。平成 26 年 3 月末現在、総人口（推定人口）は 31,485 人である。

(4) 産業

平成 22 年の就業人口は 15,555 人で、産業別には、第 1 次産業が 9.3%、第 2 次産業が 34.7%、第 3 次産業が 53.0%となっているが、第 3 次産業のうち、24.2%が卸売・小売業である。就業人口による構成比は低いものの、基幹産業は第 1 次産業の農業である。水稻、果樹を中心としており、生産農業所得額は平成 18 年で 13.4 億円となっている。

しかしながら、農業就業人口は減少傾向にあり、それに伴い耕地面積も減少してきている。

(5) 地域づくり

平成 21 年 3 月に、市民との協働により夢と感動を共有し、上質で賑わいのある未来の韮崎市の創造を基本理念とした韮崎市第 6 次長期総合計画（平成 21 年度～平成 30 年度）を策定し、「夢と感動のテーマシティ」の実現を目指している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の主幹産業である農業（特に果樹栽培）は、従事者の高齢化また後継者不足等により衰退の一途を辿っており、それらを主因とし耕作放棄地も顕在化してきている。

こうした状況を解消し、本市の農業を活性化させるには新規にオリジナリティのある果樹加工製品の創造が課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

現今のスローライフ、スローフードの潮流の中で、体験型・滞在型による交流人口の増加を目指しつつ、新たな加工製品の創造、ブランド化を企画し地域産業の活性化に結び付けていくことで活力低下傾向にある本市の農業振興に繋げていく。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、生産者各々が育てた本市の特産物である果樹を使い、新しい農産物加工品ともいうべきワインの製造が可能となる。また、それを観光客や農業体験で訪れた人々にサービスの一環として提供することもできるようになり、ワインを中心に独創性にあふれた収益性の高い事業の展開を目指す。

項目	平成 25 年度実績	平成 28 年度目標	平成 30 年度目標
酒造免許取得数	0 件	3 件	4 件
ワイン製造本数	0 本	9,000 本	12,000 本

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品開発による独創性にあふれた収益性の高い事業の展開

特区認定により特定農業者等が独創性あふれる事業の展開が容易となることで、地域農産物の利用拡大にも繋がり、雇用創出、地産地消など地域の活性化を推進することができる。

(2) 交流人口の増加による地域の活性化と人材の育成

当該特例措置の活用により果実酒を製造し客への提供が可能になることによって、一過性であった従来の事業（観光型）から体験型・滞在型を中心とした事業展開が図ることができる。それにより、都市と地方の交流人口の増大が期待でき、新たな人的ネットワークの構築が可能となる。また、農家が主導となって様々な事業に取り組むことで、農業経営者の意識と企画・経営能力の育成に役立つ。

(3) 地域資源の再認識と地域の魅力再発見

都市と農村を往来する交流人口の増加により、これまで気づかなかった地域の資源を再認識し、潜在的な地域のポテンシャルを効果的に顕在化させるための手法を考えることで、新しい地域の魅力を発見することにつながる。

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（ぶどう）を用いて果実酒（特産酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

韮崎市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物（当該地域内において生産されたもの又は、これに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）であるぶどうを原材料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 キロリットル）が2 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

果実酒の製造により、韮崎市の農村地域の活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考えます。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。